

公益財団法人日本陸上競技連盟
日本代表選手等の公式衣類に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が定める日本代表選手等の公式衣類（注1）の着用について遵守する事項を定めるものとする。

※注1：日本代表選手等の公式衣類は、派遣大会ごとに別途定める。

(用語の定義)

第2条 本規程で用いる次の各用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 日本代表選手等

本連盟が決定し、日本を代表して国際競技会に派遣する競技者及びスタッフをいう。

(公式衣類の着用)

第3条 日本代表選手等は、本連盟が規定する日本代表選手等としての活動期間（注2）中及び本連盟が指定する事業（日本代表に係る会見、公開練習、結団式、壮行会、表敬訪問等。）において、支給された公式衣類を着用しなければならない。

※注2：活動期間は、派遣大会ごとに別途定める。

- 2 日本代表選手等は、支給された公式衣類を常に清潔に保つよう心がけなければならない。第三者に譲渡又は貸与をすることはできない。ただし、本連盟の承認を得た場合はその限りではない。
- 3 日本代表選手等は、本連盟の名誉や品位を傷つけるおそれのある方法で公式衣類を使用し、又は第三者に使用させてはならない。
- 4 日本代表選手等は、本連盟が許諾する以外のもの（ワッペン、マーク、文字、ロゴ等を含むが、それに限らない。）を公式衣類につけ、又は表示してはならない。
- 5 日本代表選手等は、本連盟の許可なしに商業的行為又はプロモーションを目的とした行為に公式衣類を使用してはならず、また、日本代表選手等は、第三者に対して当該行為を許可してはならない。
- 6 日本代表選手等は、公式衣類を第三者に販売してはならない。ただし、本連盟に事前の許可を得たうえで、社会的な意義のあるチャリティーを目的とするオークション等に出品する場合を除く。
- 7 日本代表選手等は、公式衣類を着用してテレビ・ラジオ番組又はイベント等に出演する場合には、事前に本連盟の承認を得なければならない。

(改廃)

第4条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1 本規程は、2023年3月27日から施行する。